



報道関係者 各位

平成28年6月30日(木)

【照会先】

愛知労働局需給調整事業部

需給調整事業第二課

課長 牧山 清

課長補佐 南谷元尚

(電話)052-219-5587

平成27年度労働者派遣事業等指導監督状況

愛知労働局(局長 木暮康二)は、平成27年度の労働者派遣事業及び職業紹介事業に係る指導監督状況を取りまとめた。

< 概要 >

1 告発・行政処分状況 (P 2 参照)

労働者派遣事業の派遣元事業主を事業改善命令違反等の疑いで1社告発した。

また、労働者派遣事業の派遣元事業主の重篤な法違反について、行政処分である「労働者派遣事業停止命令」を2社に対して行った。

2 指導監督実施状況 (P 2 参照)

平成27年度は、主に労働者派遣事業の派遣元を中心に622事業所(前年度比29.6%減)に対して指導監督を行い、文書指導を行った事業所数は、202事業所(同比23.8%減)となった。

3 主な文書指導事項 (P 3 参照)

派遣元に対する指導事項の割合は、「派遣労働者への就業条件の明示」(22.3%)が最も多く、次いで「派遣料金額の明示」(19.7%)、「派遣元管理台帳」(18.2%)となっている。

派遣先での指導事項の割合は、「派遣先管理台帳」(77.8%)が最も多く、次いで「派遣契約の定め」(37.0%)、「抵触日の事前通知」(37.0%)の順となっている。

派遣元、派遣先ともに、前年と比べて指導事項の順位に大きな変化は見られなかった。

1 告発・行政処分の状況

(1) 告発(法違反に係る警察への告発) 1社

労働者派遣事業の派遣元事業主を事業改善命令違反等の疑いで行ったもの。

(2) 行政処分

・ 労働者派遣事業停止命令 2社

・ 特定労働者派遣事業主が、他人に名義を貸し労働者派遣事業を行わせていたもの。
 ・ 労働者派遣事業停止命令を受けた特定労働者派遣事業主が、当該停止命令期間中に新たな労働者派遣を実施し、事業停止命令に違反したものを。

※ 詳しくは愛知労働局ホームページ(http://aichi-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/news_topics/houdou/houdouhappyou_2015.html)をご参照ください。

2 指導監督実施状況

項目	27年度	26年度	前年度比(差)
①指導監督事業所数(調査を行った件数)	622	884	△ 29.6%
労働者派遣事業	475	698	△ 31.9%
派遣元	264	431	△ 38.7%
不更新・廃止	184	206	△ 10.7%
派遣先	27	61	△ 55.7%
請負・委託関係	41	42	△ 2.4%
受託者	17	21	△ 19.0%
発注者	24	21	14.3%
職業紹介事業	106	144	△ 26.4%
うち外国人技能実習生監理団体	35	35	0.0%
うち不更新・廃止	40	58	△ 31.0%
②文書指導を行った事業所数(※1)	202	265	△ 23.8%
労働者派遣事業	145	219	△ 33.8%
派遣元	123	171	△ 28.1%
派遣先	22	48	△ 54.2%
請負・委託関係	18	14	28.6%
受託者	8	10	△ 20.0%
発注者	10	4	150.0%
職業紹介事業	39	32	21.9%
うち外国人技能実習生監理団体	31	27	14.8%
③文書指導率(%) (※2)	50.8	42.7	8.1 P
労働者派遣事業	49.8	44.5	5.3 P
派遣元	46.6	39.7	6.9 P
派遣先	81.5	78.7	2.8 P
請負・委託関係	43.9	33.3	10.6 P
受託者	47.1	47.6	△ 0.5 P
発注者	41.7	19.0	22.7 P
職業紹介事業	59.1	37.2	21.9 P
うち外国人技能実習生監理団体	88.6	77.1	11.5 P

※1 27年度より、派遣元、派遣先指針等に係る指導・助言を含めて計上した。26年度数値についても27年度と同様にするため再集計を行った。

※2 文書指導率は、指導監督事業所数から不更新・廃止を除いた数のうち文書指導を行った割合である。

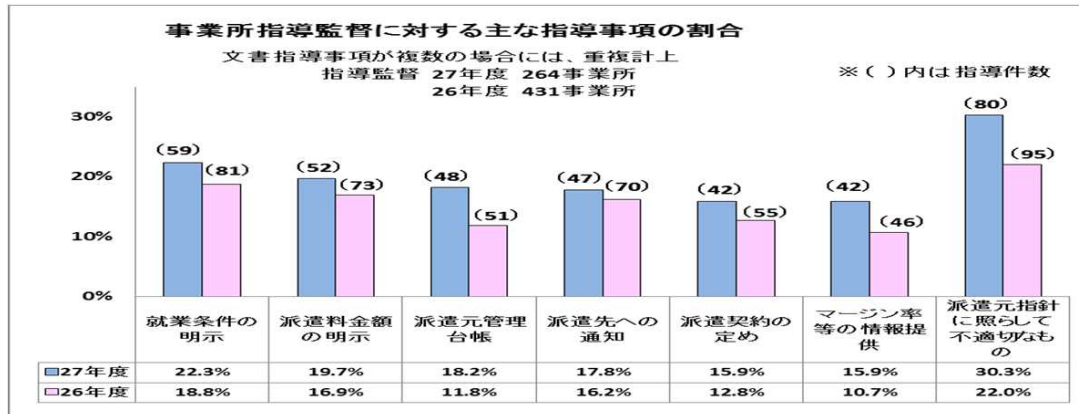
※3 完結していない事案については、指導監督事業所数から除いている。

指導監督事業所数は、平成27年9月30日施行の改正労働者派遣法の周知・啓発を行う必要が生じたため、当初の予定数を修正したことにより、前年度比で29.6%減少した。
 また、文書指導を行った事業所数も指導監督事業所数の減少に伴い、前年度比で23.8%減少した。
 文書指導率については、前年度比で8.1ポイント増加した。なお、派遣先の文書指導率が高いのは、苦情相談等の内容がより信憑性の高い情報だったことから、事業所へ指導監督を行った結果、文書指導に至ったことによるものである。

3 主な文書指導事項

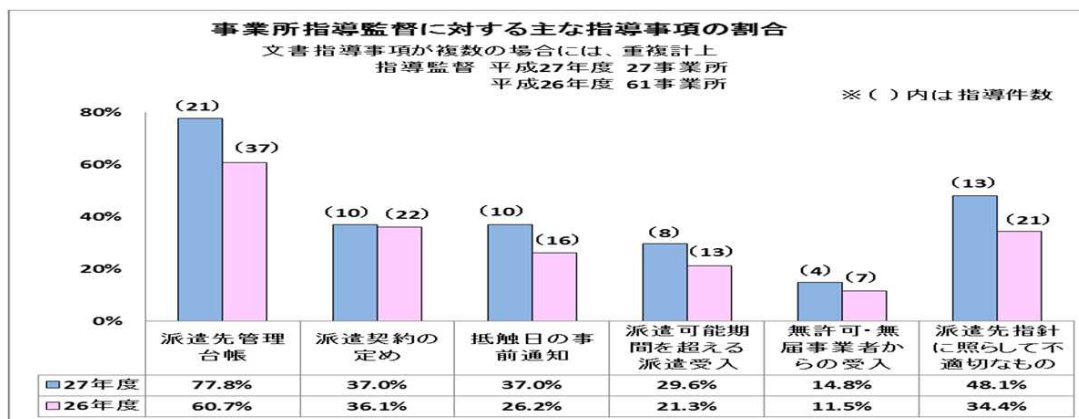
(1) 労働者派遣事業

① 派遣元



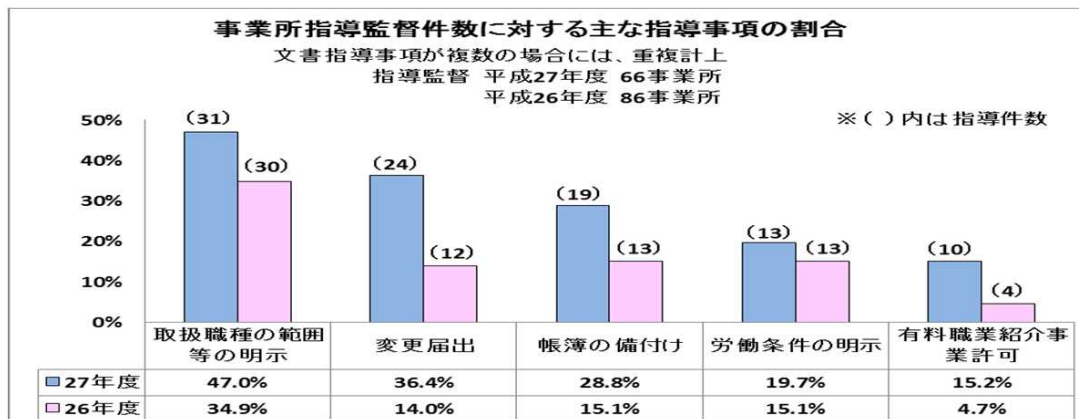
派遣元に対する指導監督を264件実施した結果、指導事項別では、「就業条件の明示」(22.3%、対前年比3.5ポイント増)、「派遣料金額の明示」(19.7%、同2.8ポイント増)、「派遣元管理台帳」(18.2%、同6.4ポイント増)となっている。

② 派遣先



派遣先に対する指導監督を27件実施した結果、「派遣先管理台帳」(77.8%、対前年比17.1ポイント増)、「派遣契約の定め」(37.0%、同0.9ポイント増)、「抵触日の事前通知」(37.0%、同10.8ポイント増)となっている。

(2) 職業紹介事業



職業紹介事業所に対する指導監督を66件実施した結果、「取扱職種の範囲等の明示」(47.0%、対前年比12.1ポイント増)、「変更届出未提出」(36.4%、同22.4ポイント増)、「帳簿の備付け」(28.8%、対前年比13.7ポイント増)となっている。

4 主な文書指導事項の詳細

(1) 労働者派遣事業

①派遣元

- ◎ 就業条件の明示（派遣労働者への派遣業務内容、派遣先名等の書面による明示）
 - ・就業条件の明示を行っていないもの（書面による明示をしていないものを含む）
 - ・時間外（休日）労働の明示の不備 ・抵触日の記載のないもの
- ◎ 派遣料金額の明示（派遣労働者への派遣料金の書面による明示）
 - ・派遣料金の明示を行っていないもの（書面による明示をしていないものを含む）
- ◎ 派遣元管理台帳（派遣労働者の就業状況の記録）
 - ・派遣元管理台帳が作成されていないもの ・社会保険・雇用保険の加入の記載の不備
 - ・派遣期間、派遣就業日の不備 ・時間外（休日）労働の記載の不備
- ◎ 派遣先への通知（派遣先への派遣労働者に関する通知）
 - ・派遣先への通知がないもの ・社会保険、雇用保険の加入の記載の不備
 - ・労働者の雇用契約期間が無期雇用か否かの別の記載のないもの
- ◎ 派遣契約の定め（派遣先との派遣就業に関する契約）
 - ・派遣契約がないもの（書面作成のないものを含む）
 - ・就業時間、休憩時間の不備 ・時間外（休日）労働の定めの不備
 - ・派遣契約の解除の措置に当たって講ずる派遣労働者の雇用の安定を図るための措置の不備
- ◎ マージン率等の情報提供（関係者に対して知らせることが適当である事業所の情報）
 - ・事業所への書類の備付け、インターネット等の方法により行われていないもの
 - ・マージン率等情報提供すべき事項の不備
- ◎ 派遣元指針に照らして不適切なもの（派遣元が講ずべき措置に対してその適切かつ有効な実施を図るために必要な事項を定めたもの）
 - ・就業日ごとの休憩時間、従事した業務内容等の就業状況の確認するとともに、派遣先との連絡調整が的確に行われていない。

②派遣先

- ◎ 派遣先管理台帳（派遣労働者の就業状況の記録）
 - ・派遣先管理台帳が作成されていないもの
 - ・派遣就業の場所等の記載不備 ・従事した業務の種類記載不備 ・派遣就業の通知の不備
- ◎ 派遣契約の定め（派遣元との派遣就業に関する契約）
 - ・派遣契約がないもの（書面作成のないものを含む） ・時間外（休日）労働の定めの不備
 - ・派遣契約の解除の措置に当たって講ずる派遣労働者の雇用の安定を図るための措置の不備
- ◎ 抵触日の事前通知（派遣可能期間を超える日（抵触日）の派遣契約締結前の派遣元への通知）
 - ・抵触日を定めていないもの ・政令業務としていたが、実際は自由化業務であったもの（旧法）

(2) 職業紹介事業

- ◎ 取扱職種の種類等の明示（求人者、求職者への業務の内容の明示）
 - ・取扱職種の種類等の明示がないもの（書面交付がないものを含む）
 - ・苦情の処理に関する事項の記載のないもの
 - ・求人者の情報及び求職者の個人情報の取扱の記載のないもの
- ◎ 帳簿の備付け（求人求職管理簿、手数料管理簿の作成・備付）
 - ・求人求職管理簿の不備 ・取扱状況等記載不備
- ◎ 労働条件等の明示（求人者からの労働条件明示をうけ、求職者へ明示）
 - ・労働条件の明示がなされていないもの（書面交付がされていないものを含む）
 - ・残業、休日出勤の記載の不備

5 指導監督例

(1)	<p>【派遣元における事例】</p> <p>マージン率等の情報提供、派遣料金の明示を行っていない。</p> <p>派遣元へ訪問調査を実施したところ、関係者へのマージン率等の情報提供及び派遣労働者への派遣料金の明示が行われていなかった。また、労働者派遣契約、派遣先への通知が適正に行われていないなどの法違反を確認したため、適法に事業運営を行うように文書指導を行った。</p>
(2)	<p>【関係機関からの情報提供の事例】</p> <p>請負契約を締結しているものの、実態は労働者派遣であった。</p> <p>発注者、受託者(届出事業者)への訪問調査を実施したところ、発注者から受託者の労働者に対し業務の遂行に関する指示があり、実態は労働者派遣であることを確認した。このため、受託者(派遣元)は、労働者派遣契約の締結、派遣労働者の明示、就業条件の明示等をしないまま労働者派遣を実施し、一方、発注者(派遣先)は、派遣受入期間の抵触日の通知や労働者派遣契約の締結をせず労働者派遣の受入等を行ったこと等の法違反について、文書指導を行った。</p>
(3)	<p>【職業紹介事業者の事例】</p> <p>紹介事業者が、求人者、求職者に対して取扱職種の範囲等の明示を行っていない。</p> <p>紹介事業者へ訪問調査を実施したところ、求人者、求職者に取扱職種の範囲等の明示が適正に行われていない、求人管理簿等の帳簿の備付けが適正に行われていない、求職者に労働条件の明示が適正に行われていないなどの法違反を確認したため、適法に事業運営を行うように文書指導を行った。</p>

6 集団指導(制度周知の説明会等)実施状況

内容	実施回数	受講者数	26年度受講者数	前年度比
①労働者派遣事業・請負関係	106	13,334	4,306	209.7%
ア 需給調整事業部各種講習会	50	735	574	28.0%
・ 一般・特定労働者派遣事業許可届出事前説明会	(23)	(244)	(27)	—
・ 一般・特定労働者派遣事業許可届出講習会	(12)	(308)	(315)	-2.2%
・ 一般労働者派遣事業許可更新講習会	(12)	(160)	(199)	-19.6%
・ 派遣労働者等セミナー	(3)	(23)	(33)	-30.3%
イ 労働者派遣事業・請負事業適正化研修会	4	2,799	2,910	-3.8%
ウ 改正労働者派遣法説明会	6	6,631	—	—
エ その他(事業主団体合会への講師派遣等)	46	3,169	822	285.5%
②職業紹介事業関係	29	481	416	15.6%
ア 需給調整事業部各種講習会	24	309	227	36.1%
イ その他(事業主団体合会への講師派遣等)	5	172	189	-9.0%
計	135	13,815	4,722	192.6%

※ () 内は内数

7 平成28年度指導監督方針

窓口での相談・指導をはじめ、新規許可及び許可更新時の各種説明会の定期的な開催や関係事業主団体等が開催する会議・研修会等における講演等により、積極的な法制度の周知啓発を行い、派遣労働者の一層の雇用の安定と保護及び民間等の労働力需給調整事業の適正な事業運営の徹底を図る。

また、計画的な指導監督を実施するとともに、派遣労働者等からの苦情・相談に対しては、相談内容等を踏まえ、迅速かつ的確に派遣元、派遣先に対して指導監督を実施する。

(参考 労働者派遣事業及び職業紹介事業所数、許可届出の推移)

	平成25年度			平成26年度			平成27年度		
	事業所件数	製造	新規許可・届出	事業所件数	製造	新規許可・届出	事業所件数	製造	新規許可・届出
派遣事業計	6,825	2,344	425	6,935	2,382	509	6,992	2,422	381
派遣	1,398	637	60	1,420	656	119	1,500	700	102
(旧)特定	5,427	1,707	365	5,515	1,726	390	5,492	1,722	279
	事業所件数		新規許可・届出	事業所件数		新規許可・届出	事業所件数		新規許可・届出
紹介事業計	1,449		113	1,507		149	1,561		125
有料	1,256		106	1,307		133	1,338		102
無料	193		7	200		16	223		23